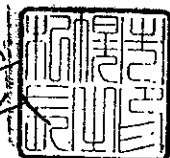


札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月 28 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 8 号

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中「第4章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を

「第3章の4 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 総則（第138条の64・第138条の65）

第2節 共通基準（第138条の66－第138条の82）

第3節 一般型乳児等通園支援事業（第138条の83－第138条の86）

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第138条の87・第138条の88）

第5節 最低基準の向上（第138条の89）

第4章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

に改める。

(2) 第138条の26中「以下」の次に「この章において」を加える。

(3) 第3章の3の次に次の1章を加える。

第3章の4 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 総則

（この章の趣旨）

第138条の64 法第34条の16第1項に規定する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下この章において「最低基準」という。）については、この章に定めるところによる。

(定義)

第138条の65 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 乳児等通園支援事業者 乳児等通園支援事業を行う者をいう。
- (3) 乳児等通園支援事業所 乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (4) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。
- (5) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。
- (6) 一般型乳児等通園支援事業 乳児等通園支援事業であって余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。
- (7) 一般型乳児等通園支援事業所 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (8) 余裕活用型乳児等通園支援事業 保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下この章において「認定こども園」という。）又は第138条の23第3号に規定する家庭的保育事業所等（同号ウに規定する居宅訪問型保育事業所を除く。以下この章において「家庭的保育事業所等」という。）において、当該施設又は当該施設において行われる事業を利用する児童の数が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該児童の数を除いた数以下の数の利用乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。
- (9) 余裕活用型乳児等通園支援事業所 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。

第2節 共通基準

(最低基準)

第138条の66 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、そ

の設備及び運営を向上させるものとする。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないものとする。

(一般原則)

第138条の67 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、その提供する乳児等通園支援の質について、自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、その提供する乳児等通園支援の質について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業者は、法に定める事業の目的を達成するために乳児等通園支援事業所に必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

- 7 乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。

(非常災害対策)

第138条の68 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回は、前項の訓練のうち避

難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第138条の69 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第138条の70 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(従業者の一般的要件)

第138条の7 1 乳児等通園支援事業所において利用乳幼児の乳児等通園支援に従事する者（以下この節において「従業者」という。）は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（従業者の知識及び技能の向上等）

第138条の7 2 従業者は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び従業者の基準）

第138条の7 3 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所を他の社会福祉施設等と併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該社会福祉施設等の設備を当該乳児等通園支援事業所の設備とし、又は当該社会福祉施設等の事業に従事する者を当該乳児等通園支援事業所の従業者と兼ねさせることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第138条の7 4 乳児等通園支援事業者及び従業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第138条の7 5 従業者は、利用乳幼児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第138条の7 6 乳児等通園支援事業者及び従業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者及び従業者は、乳児等通園支援事業所において感

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者及び従業者は、乳児等通園支援事業所において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第138条の77 乳児等通園支援事業者及び従業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、乳児等通園支援事業所内で調理する方法（第138条の73の規定により、当該乳児等通園支援事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第138条の78 家庭的保育事業所等において乳児等通園支援事業を行う場合であって、市長が別に定める要件を満たすときは、乳児等通園支援事業者及び従業者は、前条第1項の規定にかかわらず、乳児等通園支援事業所における利用乳幼児に対する食事の提供について、第136条の26に規定する連携施設において調理し、乳児等通園支援事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該乳児等通園支援事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調

理機能を有する設備を備えなければならない。

(運営規程)

第138条の79 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類及びその額並びに当該費用の支払を求める理由
- (6) 乳幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第138条の80 乳児等通園支援事業者及び従業者は、従業者、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、乳児等通園支援事業所に備え置かなければならない。

(秘密保持等)

第138条の81 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第138条の82 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援

に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関し、当該乳児等通園支援の提供に係る本市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第3節 一般型乳児等通園支援事業

(設備)

第138条の83 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備

が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 待避上有効なバルコニー (3) 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
3 階	常用	(1) 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (3) 屋外階段
4 階 以上	常用	(1) 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同

		号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 (3) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	---

ウ イの表の右欄に掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(従業者)

第138条の84 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士を置かなければならない。

2 前項の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 第1項の保育士は、全員が専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この項において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるときは、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者を1人とすることができる。

(乳児等通園支援の内容)

第138条の85 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、設備運営基準第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第138条の86 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び従業者の基準)

第138条の87 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び従業者の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 第181条及び第182条に規定する基準

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（次号において「幼保連携型認定こども園」という。）以外の認定こども園 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第2号）第4条から第6条までに規定する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第50号）第7条及び第11条に規定する基準

(4) 家庭的保育事業所等 第138条の41及び第138条の42に規定する基準

（準用）

第138条の88 第138条の85及び第138条の86の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第5節 最低基準の向上

第138条の89 市長は、札幌市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(4) 第153条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

(5) 第166条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

(6) 第187条中「連携施設」を「保育所、幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第138条の2-6、第153条、第166条第1項第4号ア及び第187条の改正規定は、公布の日から施行する。